様式第三十二（第１２条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
　　令和４年３月２２日

２．認定新事業活動実施者名
　　ｍｉｌｅ株式会社

３．認定新事業活動計画の目標
　　ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
- エリア内の回遊性の向上のデータ収集

４．認定新事業活動計画の内容
（１）　新事業活動に係る事業の内容
　　下記（２）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
　　①東京都台東区
　　②東京都港区
　　③東京都品川区
　　④東京都大田区
　　⑤東京都墨田区

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
　　新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
　　１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
　　２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
　　３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ｱ)　長さ　140センチメートル

(ｲ)　幅　80センチメートル

(ｳ)　高さ　140センチメートル

イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。

(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期

令和４年３月～令和４年７月

mile株式会社実証エリア

※2022/3/4 現在 今後変更の可能性あり

東京都台東区

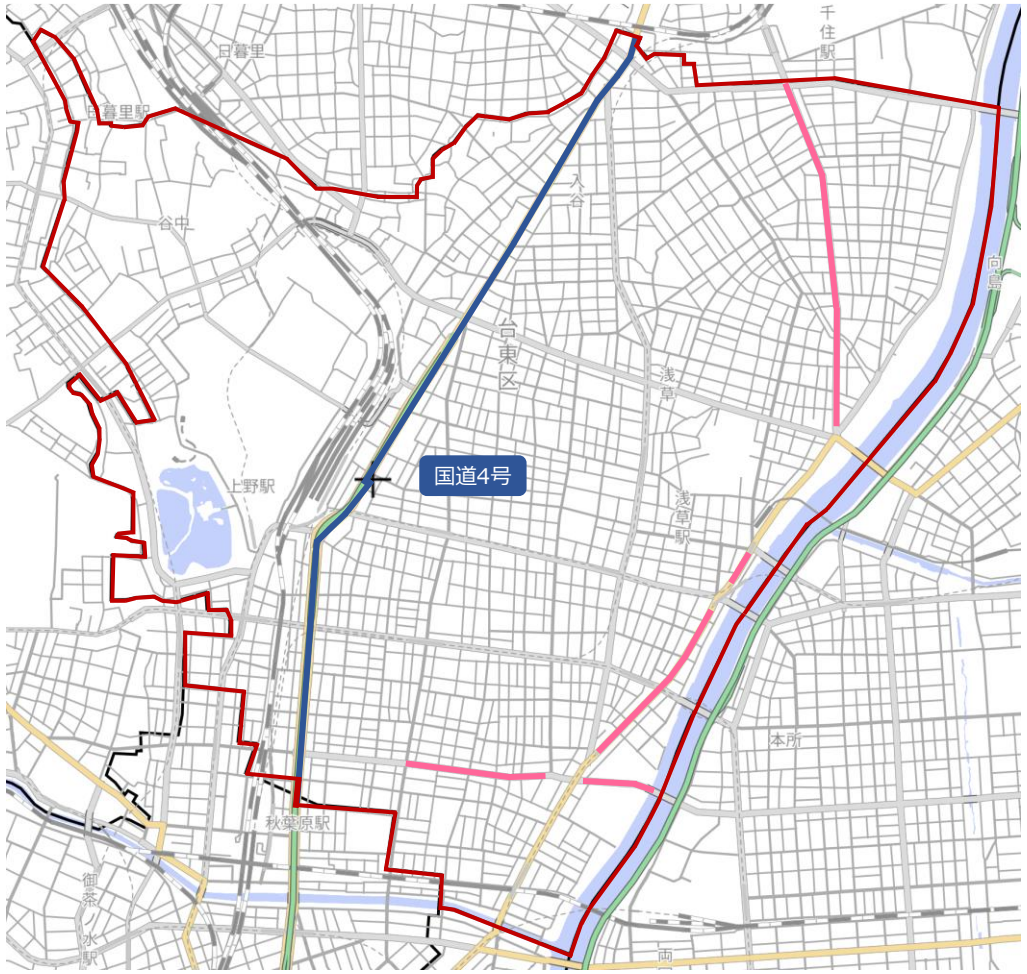

赤枠：実証エリア

青線：特例対象外区間

①一般国道4号線
・台東区根岸5丁目24番(荒川区境)~台東区台東1丁目9番(千代田区境)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

①一般国道6号
・台東区蔵前3丁目1番13号先～台東区駒形1丁目7番10号先
・台東区雷門2丁目19番1号先～台東区雷門2丁目19番12号
②吉野通り
・台東区浅草6丁目1番19号先～台東区日本堤2丁目1番11号先
③蔵前橋通り
・台東区蔵前2丁目1番8号先～台東区蔵前2丁目1番先 (台東区境)
・台東区鳥越1丁目8番2号先～台東区鳥越2丁目1番1号先

紫線：自転車道

対象なし

出所：国土地理院 Vectorにてmile加工・作成

STRICTRY CONFIDENTIAL

copyright mile inc.

mile株式会社実証エリア

※2022/3/4 現在 今後変更の可能性あり

東京都港区

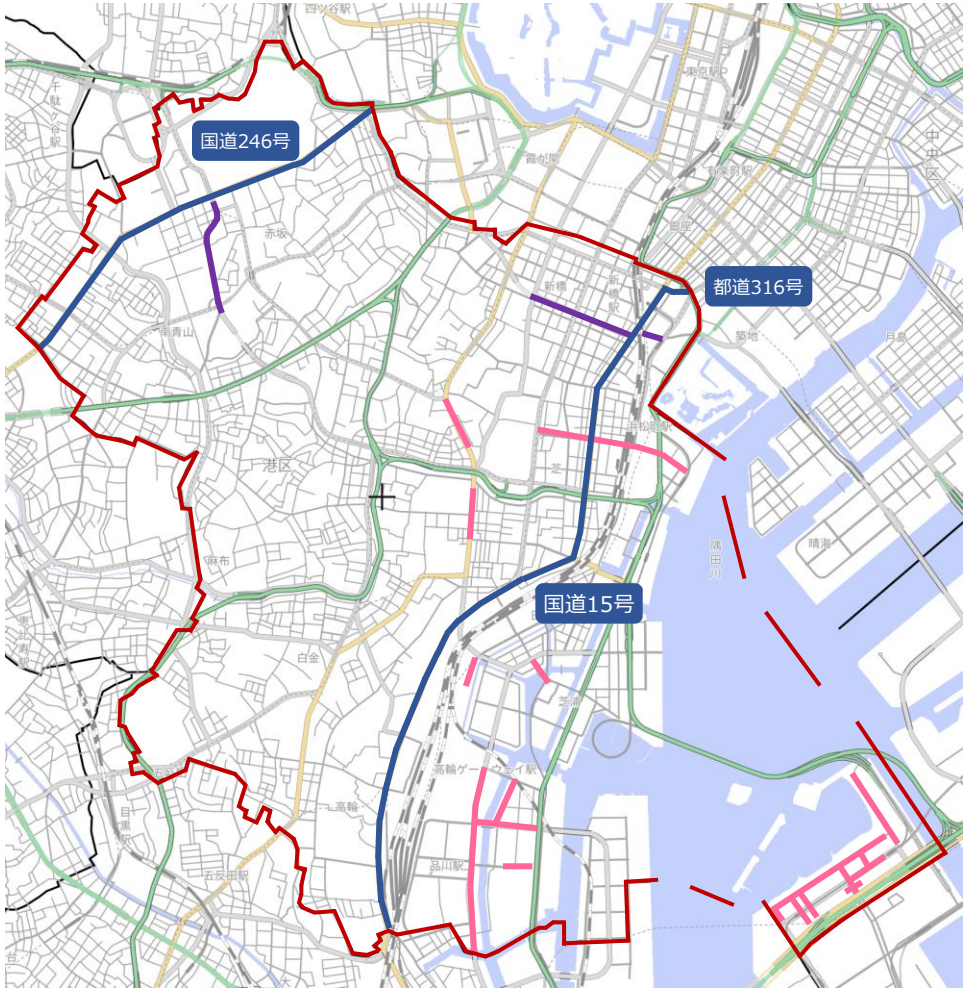

赤枠：実証エリア

青線：特例対象外区間

①国道15号
・港区新橋1丁目1番(都道316号線接続)～港区港南2丁目1番(品川区境)
②都道316号
・港区東新橋1丁目5番(中央区境)～港区新橋1丁目1番(国道15号線接続)
③国道246号
・渋谷区境～千代田区境※上記区間中の普通自転車専用通行帯(港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先、港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目３番10号先)は、特例の対象とはならない。

ピンク線：普通自転車専用通行帯

①区市町村道
・港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先
・港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先
・港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先
・港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先
・港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先
②一般都道
・港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先
③臨港道路
・港区台場2丁目3番1号先～江東区境
・港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先
・港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先
④国道357号
・港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号
⑤港湾道
・港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角
・港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角
・港区台場2丁目6番1号先～港区台場1丁目9番1号先
⑥国道246号
・港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先
・港区北青山3丁5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先
⑦国道1号
・港区東麻布1丁目265号先～港区麻布台2丁目3番7号先
・港区芝3丁目15番14号先～港区芝3丁目43番15号先
・港区三田2丁目10番7号先～港区三田2丁目7番9号
⑧旧海岸通り
・港区港南1丁目4番1号先~港区港南2丁目11番17号先

紫線：自転車道

①環状2号線
・港区西新橋2丁目32番先～港区東新橋1丁目9番先
②一般都道
・港区南青山1丁目5番先～港区六本木7丁目22番先

出所：国土地理院 Vectorにてmile加工・作成

STRICTRY CONFIDENTIAL

copyright mile inc.

mile株式会社実証エリア

※2022/3/4 現在 今後変更の可能性あり

東京都品川区

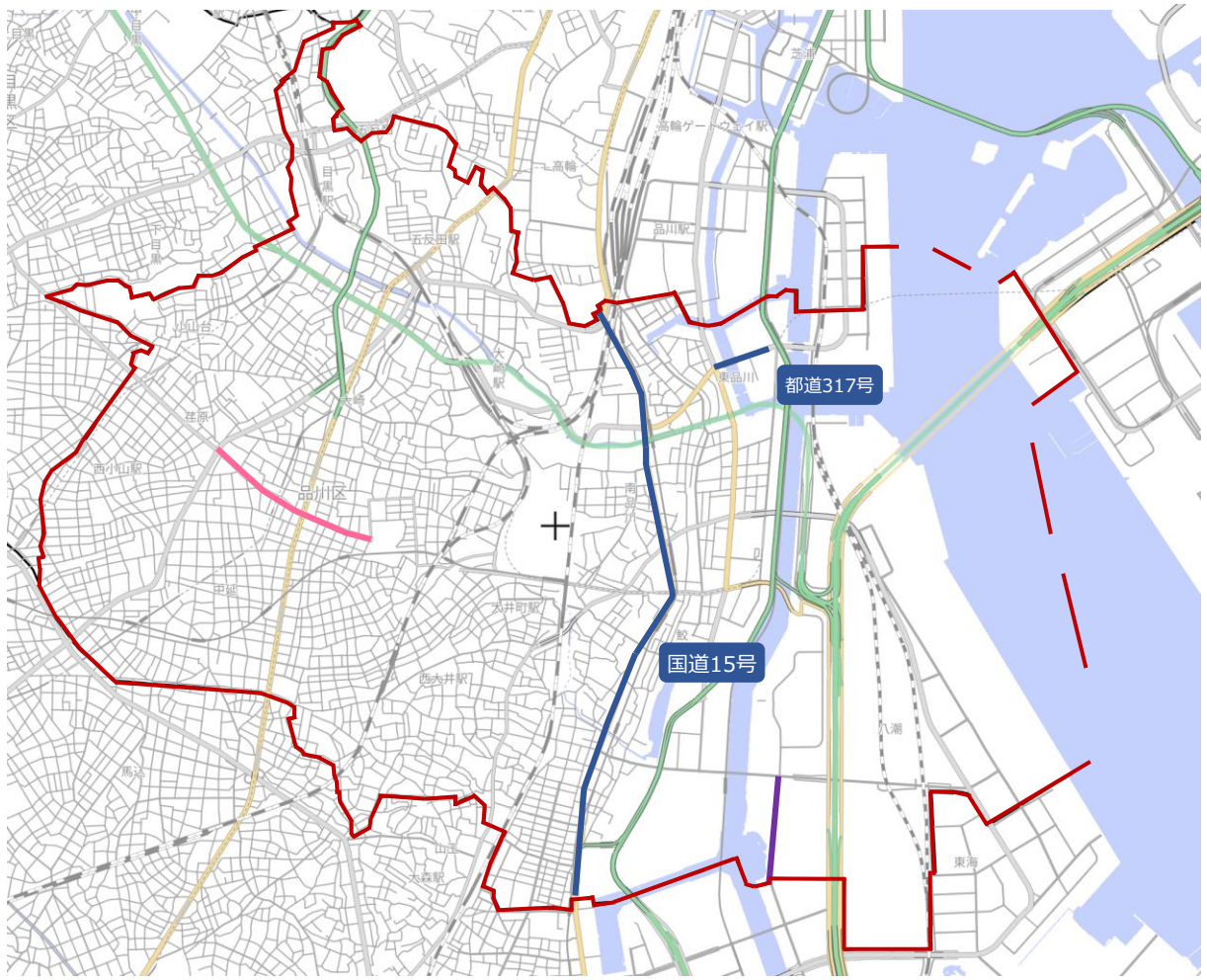

出所：国土地理院 Vectorにてmile加工・作成

赤枠：実証エリア

青線：特例対象外区間

①都道317号線
- 品川区東品川1丁目39番(新東海橋交差点は特例の対象区域に含む)～品川区東
- 品川2丁目5番(天王洲アイル交差点は特例対象区域に含む)

②国道15号線
- 品川区北品川4丁目7番(港区境)～品川区南大井2丁目12番(大田区境)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

①一般都道
- 品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先
- 品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先
- 品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸塚5丁目3番1号先
- 品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先

紫線：自転車道

①区市町村道
- 品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先

STRICTRY CONFIDENTIAL

copyright mile inc.

mile株式会社実証エリア

※2022/3/4 現在 今後変更の可能性あり

東京都大田区

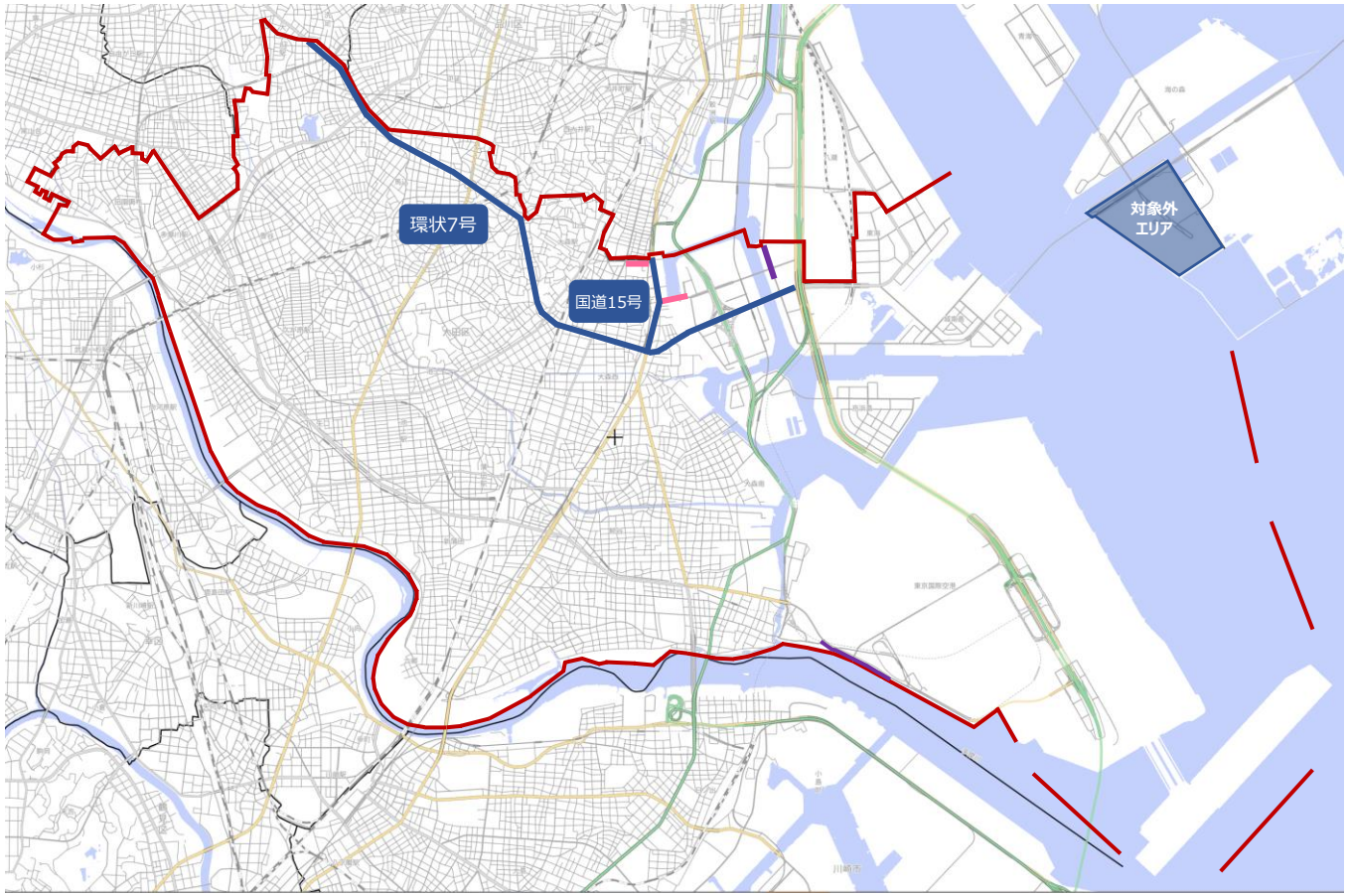

赤枠：実証エリア

青線：特例対象外区間

①一般国道15号線
・大田区大森本町1丁目1番(品川区境)~大田区大森本町2丁目32番(環状7号線接続)

②環状7号線
・大田区北千束1丁目11番(目黒区境)~大田区東海2丁目1番(環七大井ふ頭交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

①区市町村道
・大田区大森北2丁目18番1号先~大田区大森北2丁目13番1号先
・大田区平和の森公園1番先南西角~大田区平和島1丁目1番先南西角

紫線：自転車道

①区市町村道
・大田区東海1丁目2番先~大田区東海1丁目3番先

②環状8号線
・大田区羽田空港2丁目1番先～大田区羽田空港2丁目6番先

出所：国土地理院 Vectorにてmile加工・作成

STRICTRY CONFIDENTIAL

copyright mile inc.

mile株式会社実証エリア

※2022/3/4 現在 今後変更の可能性あり

東京都墨田区

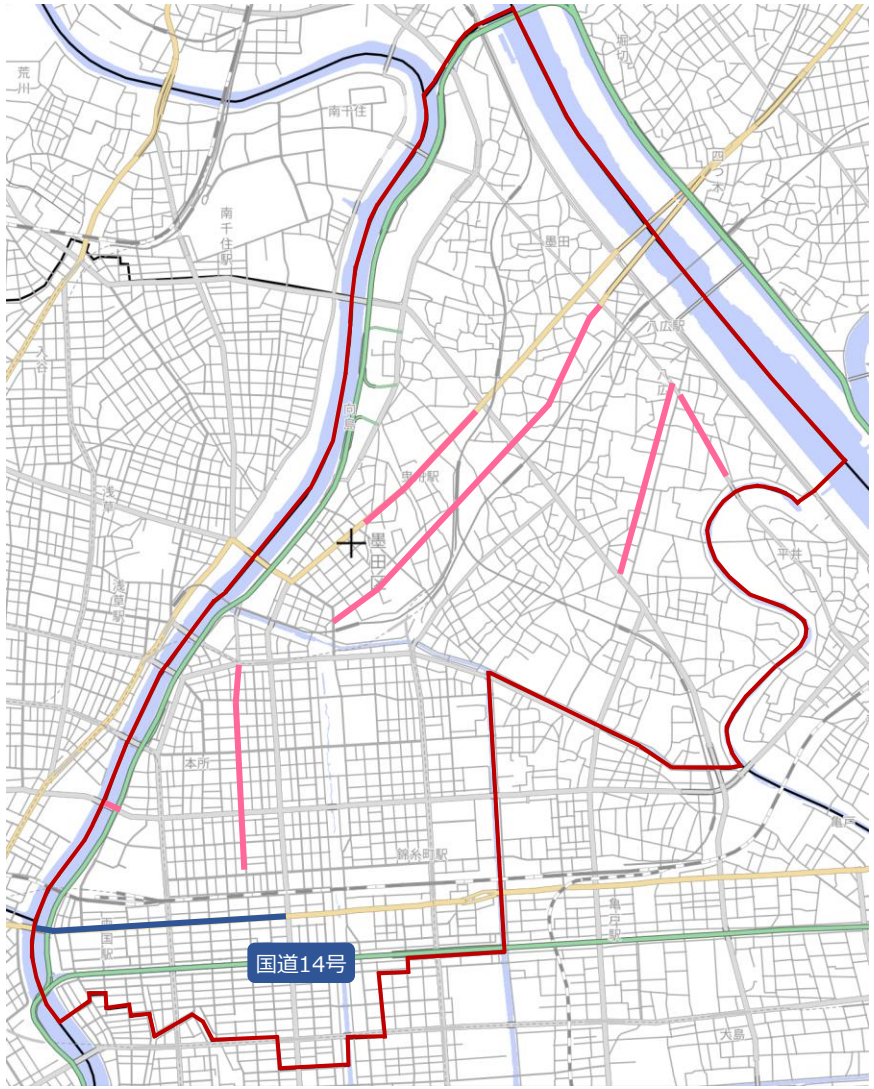

出所：国土地理院 Vectorにてmile加工・作成

赤枠：実証エリア

青線：特例対象外区間

①一般国道14号線(京葉道路)
・墨田区両国1丁目11番 (中央区境)~東京都墨田区緑3丁目11番
(緑三丁目交差点は特例対象外区間に含まない)

ピンク線：普通自転車専用通行帯

①都道120号
・墨田区東墨田2丁目19番17号先～墨田区東墨田3丁目2番12号先
②曳舟川通り
・墨田区八広5丁目12番13号先～墨田区押上2丁目1番1号先
③はなみずき通り
・墨田区八広2丁目52番17号先～墨田区八広4丁目37番6号先
④国道6号
・墨田区東向島2丁目36番10号先～墨田区向島4丁目2番1号先
⑤蔵前橋通り
・墨田区横網2丁目蔵前橋上 (中央区境) ～墨田区横網2丁目6番1号先
⑥区役所通り
・墨田区亀沢2丁目11番16号先～墨田区吾妻橋1丁目6番5号

紫線：自転車道

対象なし

STRICTRY CONFIDENTIAL

copyright mile inc.